

議案第79号

牛久市公共下水道への区域外流入について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定により、別紙協定書のとおり、牛久市の公共下水道施設を阿見町の住民の利用に供させることについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月3日提出

阿見町長 千葉 繁

牛久市公共下水道を阿見町住民が利用することに関する協定書

牛久市（以下「甲」という。）と阿見町（以下「乙」という。）は、牛久市公共下水道を乙の住民が利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（利 用）

第1条 甲と乙は、次の表に掲げる区域において、牛久市公共下水道を乙の住民の利用に供するものとする。

地 区	区 域
阿見町荒川本郷	178 番 1、178 番 5、178 番 20、178 番 21、178 番 22、179 番 10、179 番 11、179 番 12、179 番 13、179 番 23、179 番 32、179 番 36

2 乙は、前項の区域の牛久市公共下水道の利用について、乙の住民より申請等その意思表示があった場合は、甲の定める条例、規則その他規程（以下「甲の条例等」という。）及び乙の定める条例、規則その他規程（以下「乙の条例等」という。）の遵守並びにその他甲が示す条件について提示するものとする。

（管 理）

第2条 甲は、乙の住民が牛久市公共下水道へ汚水を排除するために設置する取付管及び公共汚水柵の管理を行うものとする。

（使用料）

第3条 甲は、乙の住民が利用する牛久市公共下水道の使用料について、甲の条例等の規定により算定するものとし、地方自治法に基づき甲が賦課及び徴収するものとする。

（分担金）

第4条 乙の住民の牛久市公共下水道の利用に係る分担金は、地方自治法に基づき乙の条例等の規定により算定するものとし、乙が賦課及び徴収するものとする。

2 前項の規定により乙が賦課及び徴収した分担金については、負担金として甲に支払うものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（特記事項）

第6条 この協定は、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき、議会の議決に付すべき協議であるため、甲乙議会の議決を経るまで仮協定とし、甲乙議会の議決を経た後、本協定としての効力を有する。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 7 年 4 月 1 0 日

甲 茨城県牛久市中央3丁目15番地1
牛久市長 沼田 和 利



乙 茨城県稲敷郡阿見町中央1丁目1番1号
阿見町長 千葉 繁



議案第 79 号 説明資料

牛久市公共下水道への区域外流入について

阿見町荒川本郷地区で公共下水道が未整備となっている区域において、前面道路に埋設されている牛久市管理の公共下水道が利用できるようにするため、地方自治法第 244 条の 3 第 3 項の規定により議会の議決を求めるものであります。